

令和2年度 東京都環境配慮型VOC対策機器導入促進事業補助金交付要綱

令和2年4月2日 31環改化第994号
改正 令和2年12月16日 2環改化第547号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）において、懸垂式StageⅡの導入促進を図るため、都内の事業所への懸垂式StageⅡの導入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を環境配慮型VOC対策機器導入促進費補助金（以下「補助金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「懸垂式StageⅡ」とは、給油ノズルが二重構造になっており、給油時に給油口から大気中に放出されるガソリンベーパー（ガソリンが気化した蒸気）を吸引するための構造を備えた懸垂式計量機をいう。
- 二 「中小事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、都内に事務所又は事業所を有する会社又は個人をいう。ただし、国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。

(補助対象機器等)

第3条 補助対象機器（補助金の交付対象となる機器をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 都内の事業所に設置される懸垂式StageⅡであり、燃料蒸発ガスを75%以上回収する性能を有する計量機として、大気環境配慮型SS認定要領（平成30年2月20日付環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型SS普及促進事務局）第10条第1項に基づく評価を受けた計量機（同等の回収性能を有すると知事が認めるものを含む。）であること。
 - 二 未使用品であること。
 - 三 令和2年4月1日から令和3年3月12日までの間に設置完了されること。
- 2 補助対象事業者（補助金の交付対象となる者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 一 補助対象機器を設置する中小事業者等（一般の用に供することがない給油所に設置する場合を除く。）であること。
 - 二 機器の設置後、東京都が行うVOC回収性能などを確認するアンケートに協力できること。
 - 三 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団（以

下「暴力団」という。)、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員等に該当しないことを含む。)

- 3 補助金の交付額は、補助対象機器1台ごとに、補助対象経費(補助対象機器の設置に係る経費(別表第1に掲げるものに限る。))をいう。以下同じ。)の3分の2の額(千円未満の端数が生じる場合にあつては、これを切り捨てた額)とし、補助対象機器を複数設置する場合にあつては、その合計額とする。ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の3分の2の額(複数設置する場合にあつては、その合計額)から当該補助金の額を控除した額とする。
- 4 補助金の交付額は、補助対象機器1台ごとに3,000,000円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて、知事へ提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を適当と認めるときは、前条第1項の交付申請書を受理した順に東京都(以下「都」という。)の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(調査等)

第6条 知事は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者(補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、補助対象事業に関する報告を求め、又は補助対象機器を設置した事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助対象事業(変更、中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- 三 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認し、補助対象事業(変更、中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定し、補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、令和3年3月12日が終了したとき又は補助対象事業の廃止が承認されたときは、速やかに、かつ、遅くとも令和3年3月19日までに、補助対象事業完了報告書(別記第6号様式。以下「完了報告書」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて、知事へ提出するものとする。

2 知事は必要に応じて、補助事業者に対し、補助対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金確定額通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金の交付は、前条による補助金の額の確定後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第12条 知事は、補助金の交付の決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 予定の期間内に補助対象事業に着手せず、又は完了しないとき。
- 五 暴力団若しくは暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員若しくは使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。
- 六 その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項第1号、第2号又は第5号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

2 補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

3 補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第9号様式）を知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

4 知事は、前項の規定による申請があった処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

5 取得財産の処分を知事の承認を受けて行う場合は、補助事業者は、処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入がない、又はその収入が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額、又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第3-2により算出した補助金相当額のいずれか高い額を都に納付するものとする。

(帳簿の保存)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後 8 年間保存するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附 則（令和 2 年 4 月 2 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 日から施行し、令和 2 年度の補助金について適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 16 日）

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行し、令和 2 年度の補助金について適用する。

別表第1

区 分	内 容
設備費	設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費を除く。

※助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に係る者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

別表第2

提出書類	注意点	中小事業者	個人
交付申請書（第1号様式）	様式はホームページからダウンロードすること。	○	○
誓約書（第1号様式の2）		○	○
現在事項全部証明書（原本）		○	×
住民票の写し（原本）		×	○
直近の貸借対照表（写）		○	×
個人事業税納付証明書（原本）		×	○
見積書（写）	別表第1の経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印を要する。	○	○
支払金口座情報登録依頼書	東京都に未登録の場合に限る（様式はホームページからダウンロードすること。）。	○	○
印鑑証明書	申請日から3か月以内に発行されたものに限る。	○	○
その他		従業員数がわかる公的書類（従業員数をもって中小事業者に該当する場合に限る。）	

別表第3

提出書類	注意点	中小事業者	個人
完了報告書（第6号様式）	様式はホームページからダウンロードすること。	○	○
販売店等からの請求書（写）	請求書に型番の記載があること。	○	○
領収書（写）	購入代金領収書（写）、銀行振込明細書（写）（ネットバンキング、FAX振込みサービスを利用した場合を除く。）	○	○
金額の変更があった場合は、補助対象経費に係る内訳が確認できる書類（写）	申請時の見積書と同等のものであること。	○	○
補助対象機器が設置された状況等を示す写真		○	○

備考

※ 補助事業者の種別に応じ、「○」と記載のある書類を提出すること。